

吹田市開発事業の手續等に関する条例及び施行規則の一部改正の骨子案に対する
提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和4年（2022年）12月1日（木曜日）～
令和5年（2023年）1月5日（木曜日）

2 提出意見数 3件（3通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	公道の場合には、セットバック用地を市に寄附をすれば、市が側溝整備をするが、私道の側溝整備の位置を明確に義務づけするのであれば、側溝整備に関する補助金制度などができるのか？	本改正に伴い、補助金制度を創設する予定はありません。
2	私道の側溝整備の位置について明確にすることは、道路幅員が広がることによる防災上の観点からも賛成です。 今後、市のどこの部局が位置の確認をし、相談や協議先となるのか教えてください？グリーンカードの裏書の市の協議先で確認し、指導を徹底すべきだと思います。	道路境界線の位置を明確にすることにつきましては、条例手続きの審査内で確認することを想定しております。 相談、協議先につきましては、開発審査室建築許認可担当になります。
3	救急車両や消防車両などの通行障害になり、歩行者や自転者にとって危険な状態なので、私道でセットバックをした場合に、電柱等が移設されず残ることのないよう、開発事業者への指導の徹底をお願いします。 電柱等を占有している占有者へ指導を徹底するため、条例や規則・基準等に移設等の記載と行政指導を実施する協議先の記載をお願いします。	建築物や工作物に該当しない電柱等については、建築基準法第42条第2項道路の後退の対象とならないため、移設について指導を行うことは難しいと考えておりますが、開発事業者等に対し、道路有効幅員確保の観点から可能な範囲での検討を促すよう努めてまいります。 本改正において電柱等の移設に関する追記を行う予定はありません。

<p>特に、移設ができない電柱等はしかたがないが、移設ができるのにしていない電柱等への指導徹底をお願いします。</p>	
---	--

提出された意見の全文は、次ページからご覧ください（掲載を省略させていただいた意見は除きます）。

吹田市民の意見の提出に関する条例第 10 条第 2 項により、意見が多数に上る場合は、整理・要約した上で公表することができますが、意見の全文を窓口に備付けるなどして求めがあれば公にしなければなりません。また、上記以外で意見を整理・要約する場合は、別に意見の全文を付してください。

同条例第 10 条第 3 項により、意見の内容に第三者の利益を害するおそれがある、若しくはその他正当な理由があると判断した場合は、当該意見の全部又は一部を公表又は公にしないことができます。